

石巻市徘徊高齢者等のためのSOSネットワーク事業実施要綱

(平成18年告示第153号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、徘徊する高齢者等（以下「徘徊高齢者等」という。）を早期に発見し、保護すること（以下「事業」という。）及び徘徊高齢者等の家族の精神的及び身体的負担の軽減することを目的に形成する徘徊高齢者等及びその家族のための組織（以下「SOSネットワーク」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 事業の対象となる徘徊高齢者等は、次に掲げるものとする。

- (1) 市内に居住する徘徊するおそれのある65歳以上の者
- (2) 市内に居住する初老期認知症等の症状がある65歳未満の者であつて、市長が特に必要と認めたもの

(登録申請)

第3条 SOSネットワークを利用しようとする徘徊高齢者等又はその保護者は、徘徊高齢者等登録申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請を適当と認めるときは、徘徊高齢者等登録台帳（様式第2号）に登録し、当該申請者に徘徊高齢者等登録証（様式第3号）その他の市長が定める書類（以下「登録証等」という。）を交付するものとする。
- 3 前項の登録証等は、登録された徘徊高齢者等（以下「被登録者」という。）の衣服等に標示するものとする。
- 4 登録に要する費用は、無料とする。

(登録変更及び登録抹消)

第4条 被登録者又はその保護者は、登録申請書に記載した事項（以下「登録情報」という。）に変更が生じたとき、又は登録を抹消したいときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(情報提供)

第5条 市長は、被登録者の搜索その他必要な措置を講じるため、登録情報を石巻警察署又は河北警察署に提供し、情報を共有するものとする。

- 2 市長は、被登録者の搜索に必要ながあると認めるときは、登録情報を石巻警察署又は河北警察署以外の機関に提供するものとする。
- 3 前2項の規定による情報提供は、あらかじめ被登録者及びその保護者の同意を得た上で、行うものとする。

(庶務)

第6条 SOSネットワークの庶務は、健康部介護保険課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年4月10日から施行する。

附 則（平成22年7月30日告示第172号）

この告示は、平成22年8月1日から施行する。

附 則（平成29年5月26日告示第208号）

この告示は、平成29年6月1日から施行する。